

七飯町病児保育事業児童登録票

		年 月 日記入		
登録児童	氏名	ふりがな	年 月 日生 歳 ヲ月	
			愛称	
	自宅	〒 - 住所： 電話番号：() -		
	保護者	氏名	氏名	
		男・女 続柄 年 月 日生	男・女 続柄 年 月 日生	
		職場名	職場名	職種
児童の兄弟姉妹	氏名	氏名	氏名	
	男・女 (年 月 日生)	男・女 (年 月 日生)	男・女 (年 月 日生)	
通園通学施設名	名称	住所		
	保育園・幼稚園・小学校 () 年生 電話番号：() -			
かかりつけ医	医院・病院		先生	
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	
	1.		() -	
	2.		() -	
	3.		() -	
予防接種 ※母子手帳を確認の上、 済んだものは回数 〇で囲んでください	アクトヒブ	1回 2回 3回 追加	水ぼうそう	1回 2回
	プレベナー	1回 2回 3回 追加	おたふくかぜ	1回 2回
	B型肝炎	1回 2回 3回	日本脳炎	I期 1回 2回 追加 II期
	ロタ	ロタテック 1回 2回 3回		二種混合(6年生)
		ロタリックス 1回 2回		
	四種混合	1回 2回 3回 追加	三種混合	1回 2回 3回 追加
	BCG	済		不活化ポリオ 1回 2回 3回 追加
MR(麻疹・風疹)	I期(1歳) II期(年長)	ポリオ	生ポリオ 1回 2回	
これまでにかかった主な感染症	突発性発疹 はしか 風疹 水ぼうそう おたふくかぜ			
アレルギー	食物除去 してない・している → [牛乳・乳製品・鶏卵・小麦・その他()]			
発育・発達	ふつう・わからない・気になっている・診断名がついている()			
入院したこと	ない・ある	病名： (歳 ヲ月のとき)	病名： (歳 ヲ月のとき)	
同意書	徴収金および利用料決定のために必要があるときは、保護者および同一生計内の親族の所得税、町民税の課税状況について、税務課に報告及び証明等の確認を求めることに同意いたします。 年 月 日 住所 保護者氏名			

※ 申請により、非課税世帯は利用料が1,000円、生活保護世帯は無料になります。お申し出ください。

記入後は七飯町保健センターまたは病児保育所はるっこへ提出してください。

＝ 2022.4.1

また、提出後に住所・お名前等に変更があった場合は、ご連絡ください。

病児保育所はるっこ利用申込書

年 月 日記入

氏名	ふりがな		男 女	年 月 日生		
				歳 ヶ月		
通園・通学校名	() 保育園・幼稚園・小学校 () 年生					
お迎え時刻	: 頃 ①父 ②母 ③祖父 ④祖母 ⑤他()					
本日の 緊急連絡先 ※非常災害時にも 適応します ※つながりやすい 順にご記入下さい	時間帯	氏名	続柄	職場名	TEL	
	: ~ :				() -	[職場 個人]
	: ~ :				() -	[職場 個人]
: ~ :				() -	[職場 個人]	

1. 症状

主な 病名	今回の病気の経過 (月 日) 頃より発症。治療は (月 日) より [開始・未実施]					
その他の 病名						
体温	今朝 () 時頃 () °C	昨夜 () 時頃 () °C	平熱			
	これまでに熱性けいれんを起こしたことはありますか? いいえ・はい → () °C発熱時				熱	°C
活気	あり・なし					
機嫌	良い・悪い					
鼻水	なし・水鼻・青鼻・鼻づまり					
咳	なし・コンコン・ゴホゴホ・ゼーゼー・ケンケン・痰がからんだ咳					
嘔吐	なし・あり → いつから (日 時) 頃より () 回	最後の嘔吐は (日 時) 頃				
下痢	なし・あり → いつから (日 時) 頃より () 回/日	今日 () 回 [水様・泥状]				
発疹	なし・顔・足・おなか・おしり・背中・口・その他 () いつから (日 時) 頃より 状態 [かゆみ・痛み・伝染性 ()]					
その他						

2. 今朝の様子

食事	食事	(今朝) 普通・少量・食べていない 最終時刻 (:)	(昨夜) 普通・少量・食べていない	
	水分	(今朝) 普通・少量・飲んでいない 最終時刻 (:)	(昨夜) 普通・少量・飲んでいない	
排泄	大便	これから [母乳・ミルク] を飲む時刻は (:)、量は () cc		
	小便	最終便の日にち (月 日) 時刻 (:) 性状 [かたい・普通・やわらかい]		
睡眠	昨日から今朝のおしっこの回数、量は [いつもと同じ・多め・少なめ]			
	よく寝た・よく寝られなかった → 具体的な様子 () 就寝時刻 (:) 起床時刻 (:)			

緊急時は、はるこどもクリニックのドクターが診察・検査・処置することに同意 [する・しない]

※申請により非課税世帯は利用料が 1,000 円、生活保護世帯は無料になります。

受付時にお申し出ください。

※児童登録票に記入した住所・お名前等に変更がある場合は、受付時にお知らせください。

=昨日に引き続き利用される方は、これ以下のご記入は不要です。=

3. 普段の様子

食事	食事	普通食・離乳食 [前期・中期・後期・完了期]	母乳・混合・ミルク () 時間ごとに () cc
	方法	手伝いが必要・自分で食べる [箸・フォーク・スプーン]	量 少ない・普通・多い・むらがある
	水分	コップで飲める・哺乳瓶・スプーン・ストロー	好き嫌い () なし・あり ()
排泄	大便	オムツ・自立・トレーニング中 毎日・() 日に1回程度	性状 [かたい・普通・やわらかい]
	小便	オムツ・自立・トレーニング中 () 時間に1回程度	
睡眠	お昼寝する時間帯 : ~ :	寝方	トントンされて眠る・抱っこ [たて・よこ] おんぶ・その他 ()
健康状態	てんかん発作・アトピー性皮膚炎・喘息および喘息様気管支炎・脱臼ぐせ・嘔吐しやすい・鼻血だしやすい その他 ()		
常時服用している薬	ない・ある (具体的に:)		
アレルギー	食物除去 してない・している → [牛乳・乳製品・鶏卵・小麦・その他 ()]		
運動制限	ない・ある ()		
発育・発達	ふつう・わからない・気になっている・診断名がついている ()		
好きな遊び	絵本・お絵かき・ボール・おもちゃ・その他 ()		
怖がる物	大きな音・言葉 () その他 ()		
性格・癖	泣いた時どうしてますか?		
保育上気になること、配慮してほしいことについて具体的にお書きください			

1. 病児保育所はるっこの利用規約は読みましたか? [はい・いいえ]

2. 規約を読んだ上で、はるっこを利用することに**同意** [する・しない]

3. 同意するに○をした方のお名前(保護者氏名) _____

●病児保育所はるっこのホームページ内の「はるっこ日記」に、お子さんの顔の写真を載せてもよろしいですか?
[はい・いいえ]

●はるっこホームページ <http://www.harukko.com>

●この書類はあらかじめ(医師の診察後などに)記入し、
利用当日に病児保育所はるっこスタッフにお渡しください。



持ち物チェックシート

※すべて確認・記入の上、はるっこスタッフにお渡しください。

診察券・申込書 等

☆書類セット☆



☆受診セット☆

診察券
※ある方のみ

No1 利用申込書

保険証

No2 与薬依頼票

受給者証
※ある方のみ

Noの児童登録票
※未登録の方のみ

「はるっこのいちにち」
※2回目以降の方のみ



持ち物すべてに
記名してください

以下の
記入例：

3	←数字を記入 してください
A	P
←保育士記入欄	

今日は、起きて遊べますか？

はい 日中起きて過ごす方

いいえ 1日パジャマで過ごす方

組	
A	P

着替えセット 2~3組
(普段着上下・シャツ・パンツ)
嘔吐や下痢のときはプラス3組

足	
A	P

くつした 2足

組	
A	P

パジャマ 1組
(パジャマ上下)
小学生でお昼寝しない場合は不要

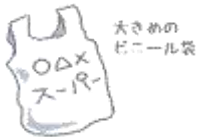


組	
A	P

パジャマセット 2~3組
(パジャマ上下・シャツ・パンツ)
嘔吐、下痢のときはプラス3組

共通 ☆託児セット☆

♪わからないときはお電話ください♪



大きめの
ビニール袋



バスタオル



フェイスタオル



のみぐまり



枚	
A	P

大きめの
ビニール
袋 2~3枚

枚	
A	P

大判タオル 2枚
掛け用と敷き用
に使用

枚	
A	P

フェイスタオル
1枚
枕かけ・汗ふき

組	
A	P

おしぼり
+入れ物
(ビニール袋)

組	
A	P

お薬必要分(1回分)
処方内容がわかる
物+おくすり手帳

おひるごはん



お弁当

おかゆ



冷凍母乳



粉ミルク



のみもの



or おやつ

コ	
A	P

お昼ご飯 症状にあった
食べやすいもの。少し多めに。
スプーン、フォーク、はし
普段使っているもの

セット	
A	P

冷凍母乳や粉ミルク
1日分
+哺乳ビン 1個
1回分ずつ小分けに

本	
A	P

飲み物 1日分
普段飲む量
よりも多めに

コ	
A	P

おやつ
1才未満~2回分
1才以上~1回分
症状に合ったもの

※窒息防止のため、ミニトマトやぶどうなどは4つに切ってください

必要な方のみ



紙オムツ



フロン



あんしんグッズ



歯ブラシ
コップ

枚	
A	P

紙オムツ 1日分(5枚以上)
+おしり拭き
オムツはいつもより多めに

枚	
A	P

前掛け
1枚
食事用

コ	
A	P

あんしんグッズ
おもちゃ・まくら
・ぬいぐるみ等

コ	
A	P

その他の物

【 病児保育所はるっこ 利用規約 】

病児保育所はるっこ

亀田郡七飯町本町 6 丁目 7 番 42 号

電話 0138-65-1500

第 1 条 (名称)

本保育所名称を「病児保育所はるっこ」(以下、本保育所という)とする。

第 2 条 (所在地)

本保育所は北海道亀田郡七飯町本町 6 丁目 7 番 42 号に設置する。

第 3 条 (目的)

病気または病気の回復期であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第 4 条 (保育看護の方針)

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、快適に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、本保育所は、はるこどもクリニックと連携・協力して保育を行うものとする。

第 5 条 (病児保育の方針)

- 1) 利用対象は生後 6 カ月から小学 6 年生までの児童で、病気または病気の回復期であり、学校、保育園等での集団生活が困難な方、医療機関により当保育所の利用に際し許可が出た方を対象とする。
- 2) 定員は 4 名とする。

第 6 条 (利用方法)

- 1) 利用時間・休所日は次のとおりとする。
 - ① 月～土の午前 8 時～午後 5 時 30 分 (木・土曜日は 12:00 まで)
※利用時間は、諸都合により変更することがある。
 - ② 利用当日は原則 8 時、もしくは 8 時 50 分に、はるこどもクリニックにて受付し、医師の診察後、託児受け入れを行う。
 - ③ 休所日は日曜・祝祭日、年末年始休暇、施設長が休所と定めた日とする。
- 2) 予約は次のとおりとする。
 - ① 利用日前日午後 5 時 30 分までに、電話等による予約申し込みを受け付ける。
 - ② 予約が満杯の時はキャンセル待ちの申し込みを受け付ける。
 - ③ キャンセルをする場合は、速やかに連絡することとする。
 - ④ 当日でも空きがあれば予約申し込みを受け付ける。
 - ⑤ 午後 5 時 30 分～午前 7 時までは、インターネットによる仮予約を受け付ける。
- 3) 利用申請はつぎのとおりとする。
 - ① 初めての利用の場合は、本保育所またははるこどもクリニック、または七飯町保健センターに「N0.0 児童登録票」を提出する。なお、利用日前日までの事前登録が望ましいが、利用当日の提出でもよい。
 - ② 利用当日に「N0.1 利用申込書」、「N0.2 与薬依頼票」を提出することにより行う。
 - ③ 利用当日保護者は、朝 7 時 10 分に、利用するかどうかの確認を改めて連絡するものとする。
 - ④ 利用当日にはるこどもクリニックの医師による診察・回診を受けるものとする。
- 4) 利用終了後(児童のお迎え)はつぎのとおりとする。
 - ① 保護者がお迎え時間までにはるこどもクリニックに来院し、清算した後、本保育所にて児童のお迎えをし、申し送りを受ける。
 - ② 保護者は本保育所が提供する範囲で利用時間を決め、利用時間変更の際には本保育所への連絡をする。
 - ③ 両親以外の者が迎えに来る際は、保護者が事前にその旨を保育士に伝える。尚、迎えに来る者は、身分が証明できるものを持参し、クリニックの受付に提出する。

第7条（利用料金等）

基本料金は、1日当たり2,000円とする。利用時間は午後5時30分迄とする。但し、申請があれば非課税世帯は1,000円、生活保護制度を利用している世帯については、基本料金のみを無料とする。

尚、昼の弁当、おやつ等の飲食物および着替え、オムツ等などの必要な身のまわりの物は各自で用意することとし、用意した物に不足が生じ、やむをえず本保育所が調達したものについては別途費用を支払うものとする。

第8条（料金支払方法）

利用料金は、児童のお迎え時に、はるこどもクリニック窓口にて清算とする。

第9条（秘密保持）

当保育所に従事する職員は、本契約に基づく業務上で知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可無く第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第10条（補償制度）

本保育所を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育所の責に帰することができない事由による事故の場合はこの限りではない。※利用日初日にお渡しする別紙参照。

第11条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② 暴風警報、地震注意情報などが発令され保育が困難なとき。
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高いとき。
- ④ 本保育所の保育方法、医師の回診に同意しないとき。
- ⑤ 本利用規約に従わないとき。

第12条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育所を利用する間、「N0.1利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。非常災害時も同様とする。

第13条（虐待の防止のための措置として）

虐待を疑われる場合は、はるこどもクリニックより、必要機関に連絡する。

第14条（本契約に定めのない事項）

保護者及び当保育所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

ただし、本契約に定めのない事項およびその解釈に疑義の生じた事項については、児童福祉法・保育所保育方針、認可外保育施設指導監督基準等、医療法などの法令の定めを尊重し、保護者と当保育所が誠意をもってこれを協議の上、都度決定するものとする。

第15条（規約の変更）

本規約の変更は当保育所が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

2022.4.1 はるこどもクリニック

緊急連絡先 はるこどもクリニック
TEL 65-0500